



稲沢市 臨時記者会見

令和6年6月25日(火)

午後3時～4時

宅地開発の調整池に補助をします

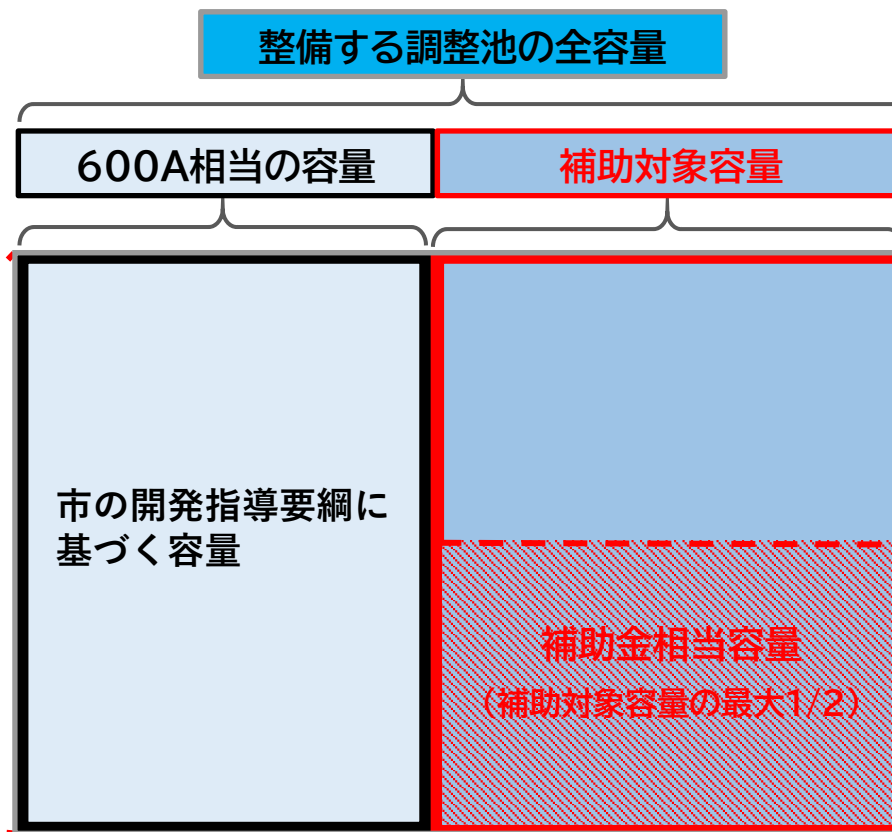
全国各地で人口減少問題が叫ばれている昨今、本市においても定住人口の確保は喫緊の課題であり、人口の受け皿となる宅地開発は本市の定住人口の確保に大きな役割を果たします。一方で、本市では宅地開発に伴い必要となる調整池の容量が比較的大きくなる傾向にあり、その整備費用が民間事業者による宅地開発の足かせとなっています。

そこで、民間事業者による宅地開発を促し、ひいては本市の定住人口を確保するために宅地開発事業に伴う調整池整備費用への補助金制度を設けます。

▼宅地開発によるまちのイメージ



▼補助金のイメージ



宅地開発の調整池に補助をします

1 補助事業

市街化区域における宅地開発事業、または市街化調整区域内地区計画による宅地開発事業に伴い行われる調整池の整備で、市に帰属するものに限る。

2 補助対象者

都市計画法第29条に規定する許可を受けて自ら補助事業を行う者。

3 補助金額

補助対象容量(m^3)に基準単価を乗じて得た額とし、1億円を上限とする。

※補助対象容量

補助事業として整備する調整池の容量(m^3)から、 $600A$ (m^3)【 A :開発区域面積(ha)】を差し引いた容量をいう。

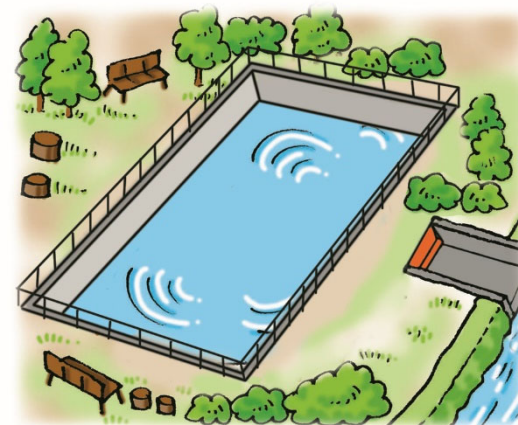
※基準単価

1立方メートル当たりの整備費に2分の1を乗じて得た額をいう。ただし、掘込式は30,000円/ m^3 、地下式は50,000円/ m^3 をそれぞれ上限とする。

4 実施期間

令和6年7月1日～令和12年3月31日
(期間内に事業認定申請が必要)

手続の流れ



担当課:都市計画課 電話 0587-32-1362